

瀬戸市情報公開審査会答申第12号

1 審査会の結論

「平成15年(ケ)第514号」事件における、名古屋地方裁判所平成15年7月16日受付の交付要求書の控。」(以下「本件対象文書」という。)の開示請求に対し、瀬戸市(以下「実施機関」という。)が本件対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして行った不開示決定は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、異議申立人が平成18年8月30日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成18年9月19日付け18瀬税第1282号により実施機関が行なった不開示決定処分について、この処分の取り消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 裁判は、原告、被告とも特定されなければ成立しない。平成15年(ケ)第514号事件裁判は、日本国憲法(以下「憲法」という。)第82条から逸脱するものではなく、本件対象文書は、同裁判において存在そのものが確認されている。

個人が特定でき、なおかつ公開を原則とした裁判に対して、税の滞納による交付要求を行った時点で、当該個人の税の滞納の有無を公にしたのと同じことである。

イ 本件対象文書の有無を回答することが、個人情報特定できる不開示情報の開示に当たるとするのは不適切である。

ウ 開示請求者と本件対象文書に係る個人が同一人物であることが確認できる場合は、開示請求に応じるのが適切である。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 交付要求書は、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合に、同手続の執行機関に対し、滞納に係る租税につき、交付要求

する際に作成されるものである。

イ 交付要求書には、①滞納者の氏名及び住所又は居所、②交付要求に係る国税（市税）の年度、税目、納期限及び金額、③交付要求に係る強制換価手続の開始されている財産の名称、数量、性質及び所在 が記載される。

ウ したがって、交付要求書の存在の有無を答えることは、当該個人の滞納の有無を答えることと同様の結果が生じ、個人の権利利益が害されることとなるため、条例第7条の規定に該当すると判断した。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行なった。

- (1) 平成18年11月15日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同 年 11月27日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同 年 12月15日 実施機関からの説明聴取、審査
- (4) 同 年 12月25日 異議申立人から意見書を收受
- (5) 平成19年 3月22日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、本件対象文書について実施機関が存否を明らかにしないで開示請求を拒否した処分に対し、「本件対象文書の存在は明らかであり開示請求を拒否することは不当である」等を主張して開示を求めている。

そこで、当審査会は、実施機関から交付要求に係る事務について聴取するとともに、通常、実施機関が作成する交付要求書の記載事項について確認するなどの審査を行い、次のとおり判断する。

(1) 交付要求書の条例第7条該当性について

ア 交付要求とは、裁判所が行う競売等の強制換価手続が開始された場合に、未納の税金等があると申し立てを行うことをいう。実施機関は、交付要求を行うことにより、換価代金から規定に従い配当を受けることができる。

イ 交付要求は、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条の規定により準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条の規定において交付要求書により行わなければならないとされており、実施機関においては、この規定に従い交付要求書

の作成を含め交付要求に係る事務を処理している。

ウ つまり、実施機関が交付要求書を作成する場合、その前提として税の滞納という状態が存在しているのであり、本件開示請求のように文書を特定し開示請求を行った場合、本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人の税の滞納の有無を答えることと同様の結果が生じることになると認められる。

エ ここで、特定個人の税の滞納の有無の不開示情報該当性について検討する。条例第4条第2号は、同号ただし書きに掲げる情報を除き「特定の個人情報を知ることができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

オ 特定個人の税の滞納の有無は、個人の財産状況等に関する情報であり、条例第4条第2号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

カ さらに、条例第4条第2号ただし書きは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を同号で規定する不開示情報から除くとしているが、特定個人の税の滞納の有無は、(2)において述べるとおり「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと認められる。

キ したがって、交付要求書の存否を明らかにすることは、特定個人の滞納の有無という不開示情報を開示することとなるため、条例第7条に該当すると認められる。

(2) 強制換価手続の公開について

ア 上記(1)のアのとおり、交付要求は強制換価手続の一部をなすものである。

イ 強制換価手続は、訴訟の審理のように公開を原則として行われるのではなく、通常、強制換価手続の執行機関と財産に係る利害関係者との間で文書のやりとりにより処理が行われるものである。

ウ 強制換価手続に係る資料も、利害関係者以外の者に対しては閲覧できる事項が制限されており、広く一般に開示されているものとはいえない。

エ したがって、「本件対象文書の存否は憲法第82条の規定による裁判の公開の原則により確認されており、本件対象文書に係る個人の滞納の有無はすでに公開されている」という異議申立人の2

の(2)のアの主張は、認められない。

(3) 本人による自己情報の開示請求について

ア 条例が定める開示請求権は、請求の目的の如何を問わず、何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たり、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮しないものである。

イ つまり、仮に本件対象文書に記載されている情報が開示請求者本人の自己情報であっても、条例第4条第2号の不開示情報に該当するのであり、また、本人の自己情報であることを理由として不開示情報を開示すべきだとする規定はない。

ウ したがって、異議申立人の「開示請求者と本件対象文書に係る個人が同一人物であることが確認できる場合は、開示請求に応じるのが適切である」という主張は、認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定個人の滞納の有無という条例第4条第2号に規定する不開示情報を開示することとなり、他に当該情報を開示すべき理由は存しないので、条例第7条の規定に基づいて行った本件不開示決定は妥当であると認められ、上記1記載のとおり判断した。